

令和7年度 第1回朝倉市地域公共交通活性化協議会

日時 令和7年6月26日(木)14:00～

場所 ピーポート甘木 第2学習室

(次 第)

1. 開 会

2. あいさつ

3. 地域公共交通活性化協議会のあり方について (P.2～P8)

4. 委嘱状交付及び役員選任等について

○委嘱状交付 ○役員選任等

5. 議 事

(1)報告事項

①令和6年度事業報告について (P.9)

②令和6年度コミュニティバス運行実績について (P.10～12)

③運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)の報告について(P.13)

(2)協議事項

①令和6年度決算認定について(P.14,15) ※監査報告

②令和7年度予算(案)について(P.16)

③地域公共交通計画(別紙(R8 年度地域公共交通確保維持事業))について(P.17～26)

④あいのり高木号の車両更新について(P.27～30)

⑤あいのりタクシー杷木エリアの本格運行について(P.31,32)

⑥朝倉地域の公共交通について(P.33～36)

⑦甘木市街地循環線の事業計画等について(P.37～40)

⑧あいのりタクシー美奈宜の杜線の変更について(P.41)

⑨第2期朝倉市地域公共交通計画の策定について(P.42～51)

(3)その他

①年間スケジュールについて

第1回 6/26(本日) ・計画等承認

R7. 8 月～R8.1 月 2～3回開催予定

・第2期交通計画(案)協議、運賃協議分科会(杷木、循環線、杜線)、事業評価等

R8. 3月 ・第2期交通計画策定

6. その他

(1)次回日程 令和7年8月頃を予定(会場未定)

7. 閉 会

(R7.6現在)

氏 名	所 属 団 体 等	選 出 区 分	任 期	備 考
梅本 勝博	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R7.6.1～R8.5.31	交代
石井 隆壽	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R7.6.1～R9.5.31	新任
日吉 康晴	朝倉市区会長理事会	朝倉市区会長理事会	R7.6.1～R9.5.31	新任
床嶋 春樹	朝倉市コミュニティ協議会会長会	朝倉市コミュニティ協議会会長会	R7.6.1～R9.5.31	再任
小幡 泰子	シニアクラブ連合会	公共の団体等	R7.6.1～R8.5.31	交代
泉 輝夫	社会福祉協議会	公共の団体等	R7.6.1～R9.5.31	新任
友岡 重久	身体障がい者福祉協会	公共の団体等	R7.6.1～R9.5.31	再任
上野 孝徳	甘木鉄道（株）	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
池田 舞	西日本鉄道（株）	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
下川 裕二	西鉄バス久留米（株）	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
池野 栄次	（株）甘木観光バス	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
矢野 正洋	矢野タクシー（株）	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
村岡 智継	ひまわりタクシー（有）	公共交通事業者	R6.6.1～R8.5.31	
飯田 宏二	安全タクシー（株）	公共交通事業者	R7.6.1～R9.5.31	再任
生野 雄二	バス運転手組織	公共交通事業者	R7.6.1～R9.5.31	再任
栗山 隆巳	朝倉警察署交通課長	公安委員会（朝倉警察署）	R6.6.1～R8.5.31	
中島 慎太郎	福岡県朝倉県土整備事務所 地域整備主幹	道路管理者（県土整備事務所）	R6.6.1～R8.5.31	
三重野 直美	企画・地域振興部交通政策課	福岡県	R7.6.1～R9.5.31	再任
佐々木 哲治	朝倉市	朝倉市	R6.6.1～R8.5.31	
井上 信昭	元 福岡大学工学部教授	学識経験者	R6.6.1～R8.5.31	
永松 靖二	九州運輸局福岡運輸支局	福岡運輸支局長又はその指名する者	R7.6.1～R8.5.31	交代

朝倉市における公共交通に関する組織図

決 定 機 関	
朝倉市地域公共交通活性化協議会 21名以内	
《根拠法令》 道路運送法施行規則 第9条の3	
《根拠法》 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第6条	
《所掌事務》	
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 生活交通のあり方一般に関する事項 (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は第2条2項に規定する地域公共交通確保維持改善事業に関する事項 (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項 (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項 (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項 (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項	
※1 沿線地域の実情に応じた乗合運送サービスの形態や水準等について、具体的な内容(コース、運賃、便数など)を決定する。	
※2 協議会は、市民生活に必要な交通手段の確保・維持・改善を図るための計画「地域公共交通計画」策定に関する協議、実施に係る連絡調整、及び将来的に持続可能な公共交通体系について協議する。市民代表者、交通事業者、行政、関係機関等で構成する。	

必要に
応じて

協 議 機 関	
【幹事会】…規則第8条 次に掲げる事項を協議・調整をするため、必要に応じ幹事会を設置する。 (1) バス路線の廃止の申し出に対する対応 (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更 (3) その他協議会の運営に必要な事項 ○幹事会の委員 ・市民又は利用者の代表 ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者 ・朝倉市長又はその指名する者	【運賃協議分科会】…規則第9条 乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要に応じ、運賃協議分科会を設置する。 ○運賃協議分科会の委員 ・市民又は利用者の代表 ・一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。) ・国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者 ・朝倉市長又はその指名する者

【事務局】 朝倉市 総務部防災交通課 交通対策係

朝倉市地域公共交通活性化協議会設置規則

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進等を図るために、朝倉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「国要綱」という。）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画又は国要綱第2条第2項に規定する地域公共交通確保維持事業に関する事項
- (5) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項
- (6) 活性化再生法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (7) 交通計画に定められた事業の実施に関する事項
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者の代表
- (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の運転手の代表
- (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

- (5) 公安委員会又は交通管理者
- (6) 道路管理者
- (7) 朝倉市長又はその指名する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 特別の事項を協議・調整するため必要があるときには、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長又は会長が指

名した者がその議長となる。

- 2 会議は、議事に関係のある委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(幹事会)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議・調整するため、必要に応じ、幹事会を設置する。

- (1) バス路線の廃止の申し出に対する対応
 - (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画
(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更
 - (3) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 幹事会は、複数設置することができる。
 - 3 幹事会の委員は、次に掲げるもののうちから会長が指名する。
 - (1) 市民又は利用者の代表
 - (2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者
 - (3) 朝倉市長又はその指名する者
 - 4 幹事会の代表は、幹事会の委員の互選によりこれを定める。
 - 5 幹事会の代表が必要と認めた場合は、第3項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取扱いについては、第3条に規定する臨時委員の規定を準用する。
 - 6 幹事会の協議・調整結果は、第1項第1号及び第2号に定める事項については、協議会の協議・調整結果とすることができる。
 - 7 幹事会の代表は、幹事会の会議の内容を協議会に報告するものとする。
 - 8 前条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「幹事会の委員及び第5項の出席者」と読み替えるものとする。

(運賃協議分科会)

第9条 協議会は、乗合旅客運送の運賃等に関する事項について協議するため、必要

に応じ、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

- 2 分科会の委員は、第3条第2項第1号、第2号（当該協議する運賃等に関する事業者に限る。）、第4号及び第7号に掲げる者のうちから会長が指名する。
- 3 分科会の代表は、第3条第2項第7号に規定する委員をもって充てる。
- 4 分科会の代表は、分科会の会議の内容を協議会に報告するものとする。
- 5 第7条の規定は、分科会において準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 協議会、幹事会及び分科会の庶務は、防災交通課において処理する。

（協議結果の取扱い）

第11条 協議会、幹事会及び分科会において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（会議の公開）

第12条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

（経費及び財務）

第13条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 協議会の開催に係る経費は、朝倉市において負担する。

3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委員の報酬及び費用弁償）

第14条 委員の報酬及び費用弁償は、朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年朝倉市条例第49号）に定めるところによる。

（協議会が解散した場合の措置）

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(1) 報告事項 ①令和6年度事業報告について

令和6年度事業報告について

1. 協議会等開催状況

期 日	会 議 名	内 容
令和6年 6月26日	第1回協議会 第1回運賃協議分科会(あいのりタクシー 杷木エリア)	＊規則改正(運賃協議分科会設置) ＊委嘱辞令の交付、協議会副会長・監事の選任 [報告事項] (1) 令和5年度事業報告について (2) 令和5年度コミュニティバス運行実績について (3) 西鉄バス小石原線・宝珠山線(路線バス)の廃止及び福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会(朝倉地区協議会)の報告について (4) コミュニティバス(あいのりタクシーを含む)の運賃等の報告について(あいのりタクシー杷木エリア) [協議事項] (1) 令和5年度決算認定について (2) 令和6年度予算(案)について (3) 朝倉市地域公共交通計画(生活交通確保維持改善計画)の策定の策定について
9月26日	第2回協議会	[協議事項] (1) 市街地循環線の見直し(案)について (2) その他
11月28日	第3回協議会	[協議事項] (1) あいのりタクシー上秋月・安川線について (2) 市街地循環線の見直し(案)について
令和7年 1月31日	第4回協議会 第2回運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)	[報告事項] (1) あいのりタクシー杷木エリア(状況報告)について [協議事項] (1) あいのり高木号の本格運行について (2) 市街地循環線の見直し(案)について (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

2. コミュニティバスなどの運行状況

本協議会では、市内 10 路線のコミュニティバスと市街地循環バス路線の運行態様について協議を行っており、令和6年度は次のことを行いました。

- (1) 朝倉市地域公共交通活性化協議会規則改正を行い、運賃協議分科会を設置しました。
- (2) あいのりタクシー上秋月・安川線について、運行業務委託事業者を市内に本社または営業所のある4社(矢野タクシー様、ひまわりタクシー様、甘木観光バス様、安全タクシー様)による入札で決定し、コースを一部変更した運行内容で2年間の事業を行うことを協議、決定しました。
- (3) 高木地区の公共交通について、令和6年4月より実証運行し、令和7年4月より一部運行内容を変更し本格運行することを決定しました。(あいのりスクールバスは廃止)
- (4) 市街地循環線について、運行開始後10年以上が経過し、市街地の生活拠点や道路状況が変化しているなか、市役所移転にあわせ、利便性の向上、市街地機能の強化のため見直しを行いました。協議の結果、運行車両の小型化(10人乗り車いす対応車両)、コース変更、運行便数の減便などの運行概要を決定しました。

【運賃協議分科会】

- ①あいのりタクシー杷木エリア ②あいのりタクシー上秋月・安川線の運賃を協議、決定しました

令和6年度コミュニティバス運行実績について

1 利用者数

コミュニティバスの総利用者数は前年度比 4.4%減の 16,863 人、実利用者数(朝倉地域コミュニティバス、あいのり高木号、杷木エリアを除く)は、前年度比7.2%減の553人となっています。

路線別の増減は下記推移表のとおりです。増加した 3 路線(馬田線・長湊線・矢野竹線)は、実利用者数は大きく変動しませんでした。1人当たりの利用回数が増加し、総利用者数が増加しました。一方、7 路線が減少しています。主な減少要因は、実利用者の減少と利用頻度が高かった利用者の利用頻度の低下による1人当たりの利用回数の減少が考えられます。なお、黒川線・杷木東部線は令和6年9月で運行を終了しています。

利用者数は全体的に減少傾向にあり、利用者の大半を占める高齢者の免許証保有率の上昇が起因していることも推測されます。

利用者の属性は、全体の約90%が65歳以上の高齢者で占められ、日常生活に必要な買い物や病院への通院、路線バスや鉄道へのアクセス手段として利用されています。

また、本協議会で運行様態を協議している路線バス「甘木市街地循環線」の利用者数は、前年度比5.9%増の15,630人です。

コミュニティバスと甘木市街地循環バスの年度別利用者数の推移

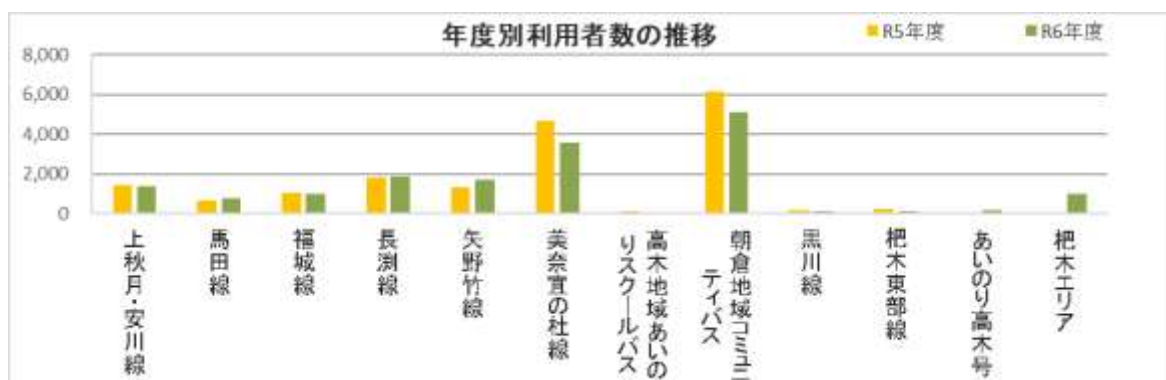
【単位:人】

路線名	R5年度	R6年度	R7年度目標	前年比	増減率	1日平均
1 上秋月・安川線	1,411	1,363	1,510	-48	-3.4%	4.6
2 馬田線	671	801	960	130	19.4%	5.3
3 福城線	1,057	975	1,080	-82	-7.8%	6.8
4 長湊線	1,822	1,897	2,370	75	4.1%	6.5
5 矢野竹線	1,305	1,710	1,580	405	31.0%	5.8
6 美奈宜の杜線	4,697	3,584	3,780	-1,113	-23.7%	12.2
7 高木地域あいのりスクールバス	105	41	240	-64	-61.0%	0.1
8 朝倉地域コミュニティバス	6,148	5,116	6,710	-1,032	-16.8%	17.4
9 黒川線	198	97	1,200	-101	-51.0%	0.7
10 杷木東部線	217	121	300	-96	-44.2%	1.7
11 あいのり高木号	-	172		172	-	1.8
12 杷木エリア	-	986		986	-	8.2
小計	17,631	16,863	19,730	-768	-4.4%	71.1
13 市街地循環線	14,756	15,630		874	5.9%	42.8
合計	32,387	32,493		106	0.3%	113.9

※高木地域あいのりスクールバス利用者数は、児童・生徒を除く。

※上秋月・安川線の利用者数は、臨時便(スクールバス対象児童の送迎のために運行した便)の利用者数を除く。

※1日平均 = 総利用者数 ÷ 計画運行日数



2 運行状況

路線別の運行率は、定時運行の朝倉地域コミュニティバスを除き、福城線(59.4%)、美奈宜の杜線(44.5%)が高く、逆に黒川線(6.5%)杷木東部線(16.3%)が低くなっています。

平均乗車人数は、美奈宜の杜線(1.8人)や矢野竹線(1.7人)が高くなっています。

便毎の運行率は、運行率70%以上の便が14便(全体比13.4%)ある反面、10%未満が41便(全体比39%)あり、運行本数が比較的多い矢野竹線と、全体的に運行率が低い黒川線、杷木東部線で多くみられます。

時間帯別では、路線によって若干異なるものの、全体的に8時から10時台の上り、11時から14時台の下りの便の運行率が高く、7時から8時台の下り、17時以降の上りの便が低くなっています。

コミュニティバスの運行率と平均乗車人数

【単位：%、人】

路 線 名		R5年度		R6年度		運行率 増減
		運行率	平均人数	運行率	平均人数	
1	上秋月・安川線	42.1%	1.4	43.3%	1.3	1.3%
2	馬田線	40.0%	1.4	42.6%	1.6	2.7%
3	福城線	55.7%	1.7	59.4%	1.4	3.7%
4	長湊線	39.5%	1.3	39.9%	1.3	0.3%
5	矢野竹線	24.2%	1.5	28.2%	1.7	4.0%
6	美奈宜の杜線	55.3%	1.9	44.5%	1.8	-10.7%
7	高木地域あいのリスクールバス	2.8%	1.2	1.3%	1.0	-1.5%
8	朝倉地域コミュニティバス	88.7%	1.3	88.7%	1.1	0.0%
9	黒川線	7.8%	1.1	6.5%	1.3	-1.3%
10	杷木東部線	15.7%	1.2	16.3%	1.3	0.6%
11	あいのり高木号	-	-	29.4%	2.1	-
12	杷木エリア	-	-	73.0%	1.1	-

※朝倉地域コミュバスは定時定路線4便／日、デマンド1便／日

※平均人数＝1便あたりの平均乗車人数＝総利用者数÷実運行便数

運行率毎の便数

【単位：全体比 %】

路 線 名		90%以上		70%以上		40%以上		10%以上		10%未満		運行 便数
		便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	便数	全体比	
1	上秋月・安川線	0	0%	1	13%	4	50%	3	38%	0	0%	8
2	馬田線	0	0%	1	13%	3	38%	4	50%	0	0%	8
3	福城線	0	0%	4	50%	2	25%	1	13%	1	13%	8
4	長湊線	0	0%	2	17%	3	25%	5	42%	2	17%	12
5	矢野竹線	0	0%	2	17%	1	8%	5	42%	4	33%	12
6	美奈宜の杜線	1	7%	1	7%	7	47%	4	27%	2	13%	15
7	高木地域あいのリスクールバス	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	12	100%	12
8	朝倉地域コミュニティバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	黒川線	0	0%	0	0%	0	0%	3	38%	5	63%	8
10	杷木東部線	0	0%	0	0%	1	6%	4	25%	11	69%	16
11	あいのり高木号	2	33%	0	0%	0	0%	0	0%	4	67%	6
12	杷木エリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		3	2.9%	11	10.5%	21	20.0%	29	27.6%	41	39.0%	105

3 事業経費

令和6年度のコミュニティバスの運行経費は、総額59,594千円(上秋月・安川線の臨時便を除く)、前年度比2.3%増となっています。運行経費から運賃収入を差し引いた維持費(運行委託料)は57,352千円、前年度比2.2%増となっています。維持費の増加要因は、人件費や車両維持費の上昇等が考えられます。

路線に係る国庫補助金額は、6,784千円で前年比4.6%の増加となっています。維持費から国庫補助金を差し引いた最終的な市費は、50,568千円となり、昨年度より951千円の増になっています。また、1人あたりの輸送経費は3,401円で、前年度比6.9%増となりました。運賃収入を運行経費で除した収支率では、全ての路線で10%未満となっており、全体では3.76%で前年度比0.09%の増加となっています。

運 行 経 費 の 推 移

【単位:円】

路 線 名		R5年度	R6年度	前年比	前年比
1	上秋月・安川線	6,423,203	6,397,764	-25,439	-0.4%
2	馬田線	2,125,386	2,523,408	398,022	18.7%
3	福城線	3,165,712	3,527,793	362,081	11.4%
4	長淵線	6,653,999	6,671,169	17,170	0.3%
5	矢野竹線	6,216,130	6,516,060	299,930	4.8%
6	美奈宜の杜線	12,010,078	11,255,931	-754,147	-6.3%
7	高木地域あいノリスクールバス	32,725	40,700	7,975	24.4%
8	朝倉地域コミュニティバス	17,109,485	17,066,862	-42,623	-0.2%
9	黒川線	3,694,777	1,713,492	-1,981,285	-53.6%
10	杷木東部線	807,433	466,789	-340,644	-42.2%
11	あいノり高木号	0	376,500	376,500	-
12	杷木エリア	0	3,037,242	3,037,242	-
	運行経費(A)	58,238,928	59,593,710	1,354,782	2.3%
	運賃収入(B)	2,137,750	2,242,010	104,260	4.9%
	維持費(C)=(A)-(B)	56,101,178	57,351,700	1,250,522	2.2%
	国庫補助金額(D)	6,484,000	6,784,000	300,000	4.6%
	市負担額(E)=(C)-(D)	49,617,178	50,567,700	950,522	1.9%
	1便あたり経費(C)ノ運行便数	4,681	4,603	-77	-1.7%
	1人あたり経費(C)ノ乗車人員	3,182	3,401	219	6.9%
	1人あたり市負担額(E)ノ乗車人員	2,814	2,999	185	6.6%

※市街地循環線は、経費負担の方法が異なることから、算定から除く。

※黒川線、杷木東部線は、R6.9末で運行を終了。半年間(R6.4～R6.9)の実績を記載。

※杷木エリアはR6.10より運行開始。半年間(R6.10～R7.3)の実績を記載。

※R6収支率

3.76%

4 まとめ

市内全域でコミュニティバスの運行を開始した平成25年度以降、主な利用者層である高齢者の運転免許証保有率の上昇等を受け、また平成29年7月九州北部豪雨と令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響等で大きく減少しています。公共交通に対する市民ニーズや環境が変化中、コミュニティバスを将来に渡って持続可能な公共交通としていくためには、より多くの市民の方々に必要なライフラインとして認識して頂き、利用促進した上で、運行内容の改善を行っていく必要があります。あわせて、市の負担額は拡大し続けており、事業の効率化による維持費の抑制も課題です。

今後も、市民、交通事業者そして行政が協働でコミュニティバス維持に対する意識づくりや利用しやすい運行内容の改善を図りつつ、事業の効率化に向け取り組んでいく必要があります。

(1) 報告事項 ③運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)の報告について

③運賃協議分科会(あいのりタクシー上秋月・安川線)の報告について

1.開催日時、場所

○日時 令和7年1月31日(金)11:15～11:40

○場所 ピーポート甘木 第1学習室

2. 委員構成

(1) 市民又は利用者の代表

- ・朝倉市区会長理事会；小森 正道 委員
- ・朝倉市コミュニティ協議会会長会；床嶋 春樹 委員

(2) 一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者(当該協議する運賃等に関する事業者に限る。)

- ・矢野タクシー(株)；矢野 正洋 委員

(3) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

- ・九州運輸局福岡支局；古賀 秀策 委員

(4) 朝倉市長又はその指名する者(分科会の代表)

- ・朝倉市；佐々木 哲治 委員

3. 運賃協議(あいのりタクシー上秋月・安川線)

・コース変更(朝倉市役所のバス停を追加) R6.11.28 承認済み。

・運賃(案)

現行どおり(下表のとおり)

対象者	利用区間	片道運賃
・中学生以上 65 歳未満	上秋月地区～甘木地区	310円
	上秋月地区～安川地区 安川地区～甘木地区 各地区内の乗車	200円
・小学生 ・65 歳以上の高齢者 ・障がい者手帳保持者 (身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)	上秋月地区～甘木地区	160円
	上秋月地区～安川地区 安川地区～甘木地区 各地区内の乗車	100円
・就学前の子ども (中学生以上の保護者同伴に限る) ・障がい者手帳保持者の介助者	全区間	無料

4. 協議結果

事務局提案運賃(案)現行どおりの運賃で承認。

(2) 協議事項 ①令和6年度決算認定について

令和6年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会決算書(案)

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	区分	予算	決算	増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金		0	0	0	
2補助金	1補助金	1補助金	国補助金	6,684,000	6,784,000	100,000	令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1雑入		1,000	92	-908	令和6年度 利息
合計				6,685,000	6,784,092	99,092	

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	本年度の財源内訳			区分	予算	決算	増減	説明
			特定財源		一般財源					
			国県支出金	その他						
1運営費			0	0	0		0	0	0	
	1会議費	1会議費	0	0	0		0	0	0	
	2事務費	1事務費	0	0	0		0	0	0	
2事業費			0	0	0		0	0	0	
	1事業費	1事業費	0	0	0		0	0	0	
3一般会計繰出金			6,784,000	92	0		6,685,000	6,784,092	99,092	
	1一般会計繰出金	1一般会計繰出金	6,784,000	92	0	国補助金 利息	6,685,000	6,784,092	99,092	国庫補助金を市へ納入
4事業費			0	0	0		0	0	0	
	1予備費	1予備費	0	0	0		0	0	0	
合計			6,784,000	92	0		6,685,000	6,784,092	99,092	

会 計 監 査 報 告 書

朝倉市地域公共交通活性化協議会

会長 佐々木 哲治 殿

令和6年度 自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

1. 歳入額 金 6,784,092円

2. 歳出額 金 6,784,092円

帳簿及び証拠書類につき検査を実施したところ、上記のとおり相違ない。

令和 7 年 5 月 26 日

朝倉市地域公共交通活性化協議会

監査委員

友岡重久 

(2)協議事項②令和7年度予算(案)について

令和7年度 朝倉市地域公共交通活性化協議会 予算(案)について

(歳入) (単位:千円)

款	項	目	計	区分	金額	説明
補助金	補助金	補助金	8,784	国補助金	8,784	地域公共交通確保維持改善事業(あいのりタクシー等、車両減価償却費等)補助金
諸収入	諸収入	雑入	1		1	利息
合計			8,785		8,785	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	計	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
一般会計繰出金			8,785	8,784	1	0		8,785	
	一般会計繰出金	一般会計繰出金	8,785	8,784	1	0		8,785	市へ納入 地域公共交通確保維持改善事業(あいのりタクシー等、車両減価償却費等)補助金及び利息
合計			8,785	8,784	1	0		8,785	

(2) 協議事項 ③地域公共交通計画別紙（R8 年度地域公共交通確保維持事業）について

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
朝倉市	矢野竹線		三奈木地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	馬田線		馬田地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福城線		蜷城地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	長洲線		大福地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	上秋月・安川線		上秋月地区		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	朝倉コース	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	朝倉コース（逆回り）	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	宮野コース	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	宮野コース	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	大庭コース	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	大庭コース（逆回り）	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福成コース	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	福成コース（逆回り）	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	路線定期	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	あいのり高木号		佐田地区、黒川地区		路線不定期 区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。
	杷木エリア		杷木地域		区域	フィーダー補助	市内各地域を運行し、公共交通の地域拠点に接続する。

（備考）

- ・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。

(名称) 朝倉市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝倉市では、平成20年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系の構築を目的に、「朝倉市地域公共交通連携計画」を策定し、交通空白地区の解消や路線バスの廃止に伴う代替施策などを講じ、市民の生活交通を確保してきた。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、免許保有率の増加により、公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の存続が厳しい状況にある。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な移動手段を維持していくためには、「朝倉市地域公共交通網形成計画」の方針である、「持続可能な公共交通体系の実現」が不可欠であり、その具現化を目指して、地域公共交通確保維持事業に取り組む。

本市の公共交通の体系として、次の2つに大別できる。

- (1) 福岡都市圏や久留米中核都市圏への通勤・通学（大学生等）等の用に供される鉄道（甘木鉄道・西鉄甘木線）や幹線バス、高速バス等の広域的な生活交通。
- (2) 市域内での通学（高校生等）や通院、買い物、金融機関手続きなどの目的で利用する生活交通（市内広範に展開している路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスなど様々な公共交通）。

(1) に結節(接続)するための(2)の交通(ローカル線)のあり方及び市街地における移動手段の確保(市街地機能の充実)など、様々な課題がある中で、これらの生活交通を維持していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

地域公共交通総合連携計画で構築した公共交通体系を、将来にわたって維持・発展させていくためには、市域内の生活交通であるコミュニティバス（あいのりタクシー含む）の利用促進が不可欠であり、別表1記載の利用者数を目標とする取り組みを推進する。

- ①あいのりタクシー矢野竹線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ②あいのりタクシー美奈宜の杜線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ③あいのりタクシー馬田線（交通空白地区解消事業）
- ④あいのりタクシー福城線（交通空白地区解消事業）
- ⑤あいのりタクシー長湊線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ⑥あいのりタクシー上秋月・安川線（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）
- ⑦～⑭朝倉地域コミュニティバス事業（福祉バス代替＋交通空白地区解消事業）
- ⑮、⑯あいのり高木号（交通空白地区解消事業）
- ⑰あいのりタクシー杷木エリア（廃止代替事業＋交通空白地区解消事業）

【路線毎の年度別目標利用者数】					別表 1
	①矢野竹	②美奈宜	③馬田	④福城	⑤長渕
令和 6 年度実績	1,562	4,043	694	983	1,858
令和 8 年度目標	1,800	3,800	800	1,000	1,900
令和 9 年度目標	1,800	3,800	800	1,000	1,900
令和 10 年度目標	1,800	3,800	800	1,000	1,900
	⑥上安	⑦～⑭ 朝コミ	⑮、⑯ 高木号	⑰杷木 エリア	
令和 6 年度実績	1,347	5,785	99	0	
令和 8 年度目標	1,300	5,600	200	2,000	
令和 9 年度目標	1,300	5,600	200	2,000	
令和 10 年度目標	1,300	5,600	200	2,000	
(2) 事業の効果					
「幹線と支線」のネットワークを維持・改善することで、効率的、かつ合理的な公共交通体系が実現される。 また、各路線事業の維持・改善を図ることにより、市域全体での交通空白地区解消を図ることができ、交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要な移動手段が確保される。					
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体					
・広報紙及びホームページによる情報掲載（朝倉市） ・沿線地区住民にパンフレットの全戸配布（路線の変更がある場合等）（朝倉市） ・毎月の利用者数等実績を沿線コミュニティへ提供し情報共有を図る。（朝倉市） ・出前講座（あいのりタクシー利用方法等）の実施（朝倉市）					
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者					
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付					
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
朝倉市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。					
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法					
・月別利用者数一覧表(利用便・行先集計表)を整理し、乗降調査（OD 表）の作成を行うことにより、利用状況等を分析する。 ・モニタリング調査、アンケートを実施し、事業に対する意識調査をする。 ・利用促進及び運行内容の改善に関する三者協議（地域、運行事業者、市）の場を必要に応じ設ける。 ・運行サービス水準の統一基準に基づき、運行便数等の改善（便数、時間帯、運行日等）を行う。					
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】					

該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和元年度】

- 令和元年6月27日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和元年10月30日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和2年1月20日 (第3回) 事業評価・コミュニティバス委託業者について承認

【令和2年度】

- 令和2年7月27日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和2年11月27日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
コミュニティバス委託業者について承認
- 令和3年1月22日 (第3回) 事業評価について承認

【令和3年度】

- 令和3年6月24日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和3年11月29日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和4年1月18日 (第3回) 事業評価について承認
コミュニティバス委託業者について承認

【令和4年度】

- 令和4年6月30日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和4年11月28日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和5年1月27日 (第3回) 事業評価について承認

【令和5年度】

- 令和5年6月26日 (第1回) 生活交通確保維持改善計画協議合意
- 令和5年9月29日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和5年12月21日 (第3回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和6年2月5日 (第4回) 事業評価について承認

【令和6年度】

- 令和6年6月26日 (第1回) 地域公共交通計画別紙 (R7年度地域公共交通確保維持事業) 協議
- 令和6年9月26日 (第2回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和6年11月28日 (第3回) コミュニティバス事業の改善及び変更について協議
- 令和7年1月31日 (第4回) 事業評価について承認

【令和7年度】

- 令和7年6月26日 (第1回) 地域公共交通計画別紙 (R7年度地域公共交通確保維持事業) の変更
(車両減価償却費補助) 協議
- 令和7年6月26日 (第1回) 地域公共交通計画別紙 (R8年度地域公共交通確保維持事業) の協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 地域公共交通活性化協議会の構成員として市民又は利用者代表 7 人の参画を得て、本計画に関する協議を行った。
- ・ あいのりタクシー等の運行に関する利用者アンケート調査を実施している。

令和8年度申請における令和8～10年度の目標設定の考え方

【単位：人】

路 線 名		R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 実績	直近2ヶ年度 平均 (a)	直近2ヶ年度 増減率 (b)	(a) × (b)	R8年度 目標値	R9年度 目標値	R10年度 目標値
1	矢野竹線	1,196	1,287	1,287	1,562	1,425	121.4%	1,729	1,800	1,800	1,800
2	美奈宜の杜線	3,319	3,435	4,645	4,043	4,344	87.0%	3,781	3,800	3,800	3,800
3	馬田線	691	705	664	694	679	104.5%	710	800	800	800
4	福城線	704	690	1,057	983	1,020	93.0%	949	1,000	1,000	1,000
5	長湊線	2,242	1,801	1,910	1,858	1,884	97.3%	1,833	1,900	1,900	1,900
6	上秋月・安川線(SB含む)	1,786	1,526	1,686	1,347	1,517	79.9%	1,212	1,300	1,300	1,300
7	朝倉地域コミュニティバス	6,520	6,729	6,253	5,785	6,019	92.5%	5,569	5,600	5,600	5,600
8	あいのり高木号				99				200	200	200
9	杷木エリア								2,000	2,000	2,000
	計	16,458	16,173	17,502	16,371	16,887	108.2%	15,781	18,400	18,400	18,400

※令和8年度申請：補助対象期間 R7.10.1～R8.9.30

目標設定の考え方

直近2ヶ年の平均値と増減率を基に令和8年度からの3ヶ年間の目標値を設定。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ^ハ で 該当する 要件(別表 7・9)	補助対象地域間幹線系統等 と接続の確保	基準 ^ホ で該当 する要件 (別表7のみ)
朝倉市	安全タクシー(株)	(1) 矢野竹線		三奈木地区		往 復 km km	294日	840.0回			区域	②(2)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	安全タクシー(株)	(2) 美奈宜の杜線		美奈宜の杜地区		往 復 km km	294日	2,370.0回			区域	②(2)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	安全タクシー(株)	(3) 馬田線		馬田地区		往 復 km km	148日	500.0回			区域	②(2)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	安全タクシー(株)	(4) 福城線		穂城地区		往 復 km km	146日	640.0回			区域	②(2)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(5) 長測線		大福地区		往 復 km km	294日	1,330.0回			区域	②(2)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(6) 上秋月・安川線		上秋月地区		往 復 km km	294日	1,110.0回			区域	②(1)	甘木鉄道と甘木駅にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(7) 朝倉コース	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	(循環) 20.3km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(8) 朝倉コース(逆回り)	老人福祉センター	恵蘇八幡	老人福祉センター	(循環) 20.3km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(9) 宮野コース	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	(循環) 19.9km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(10) 宮野コース(逆回り)	老人福祉センター	八坂	老人福祉センター	(循環) 19.9km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(11) 大庭コース	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	(循環) 20.4km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(12) 大庭コース(逆回り)	老人福祉センター	十文字	老人福祉センター	(循環) 20.4km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(13) 福成コース	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	(循環) 23.5km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	矢野タクシー(株)	(14) 福成コース(逆回り)	老人福祉センター	余名持	老人福祉センター	(循環) 23.5km	294日	588.0回			路線定期	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と比良松バス停にて接続	③
	朝倉市	(15) あいのり高木号 (甘木行き)	牟田	黒川地区	甘木鉄道甘木駅	往 復 46.9km 46.9km	60日	35.0回			路線不定期	②(1) ②(2)	西鉄バスの甘木幹線と十文字バス停、比良松バス停にて接続	③
	朝倉市	(16) あいのり高木号 (杷木行き)	黒川吞吉	黒川地区	らくゆう館	往 復 12.8km 12.8km	14日	2.0回			路線不定期	②(1) ②(2)	西鉄バスの甘木幹線と杷木バス停にて接続	③
	ひまわりタクシー(株)	(17) 杷木エリア		杷木地域			241日	2,410.0回			区域	②(1)	西鉄バスの甘木幹線と杷木バス停にて接続	①

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝倉市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,367
交通不便地域等	24,652

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
17,776	杷木地域(旧杷木) 朝倉地域(旧朝倉町)	過疎法
768	上秋月地区	山村振興法
183	高木地区	山村振興法
5,925	甘木地区 馬田地区の一部、福田地区の一部、 蜷城地区の一部、金川地区の一部、 三奈木地区の一部、美奈宜の杜地区の一部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	平成27年3月13日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)に記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

コミュニティバス・路線バス沿線における人口推移

路 線 名			沿線コミュニティ	区分	H29年 5月末①	R1年 5月末	R7年 5月末②	増減 ②－①	
コミュニティバス	1	上秋月・安川線	上秋月	人口	912	859	724	-188	
				(うち65歳以上)	384	380	363	-21	
			安川	人口	1,794	1,660	1,465	-329	
				(うち65歳以上)	725	713	728	3	
	2	馬田線	馬田	人口	4,280	4,249	3,896	-384	
				(うち65歳以上)	1,265	1,293	1,328	63	
	3	福城線	福田	人口	2,649	2,614	2,318	-331	
				(うち65歳以上)	909	945	903	-6	
			蜷城	人口	1,791	1,707	1,490	-301	
				(うち65歳以上)	675	678	652	-23	
	4	矢野竹線	三奈木	人口	3,239	3,113	2,708	-531	
				(うち65歳以上)	1,227	1,268	1,195	-32	
	5	美奈宜の杜線	美奈宜の杜	人口	669	666	759	90	
				(うち65歳以上)	385	393	417	32	
	6	長洲線	金川	人口	2,939	2,868	2,655	-284	
				(うち65歳以上)	975	1,007	1,022	47	
			大福	人口	3,967	3,862	3,435	-532	
				(うち65歳以上)	1,487	1,532	1,469	-18	
	7	朝倉地域 コミュニティバス	朝倉	人口	1,680	1,633	1,442	-238	
				(うち65歳以上)	669	670	651	-18	
			宮野	人口	2,426	2,312	2,080	-346	
				(うち65歳以上)	866	865	870	4	
	8	あいのり スクールバス	高木	長洲線に記載					
				黒川線に記載					
	9	黒川線	久喜宮	人口	1,842	1,710	1,558	-284	
				(うち65歳以上)	609	613	627	18	
			志波	人口	1,361	1,284	1,042	-319	
				(うち65歳以上)	560	572	556	-4	
			高木	人口	373	289	180	-193	
				(うち65歳以上)	225	179	111	-114	
	10	杷木東部線	杷木	人口	2,969	2,810	2,463	-506	
				(うち65歳以上)	1,001	996	1,004	3	
			松末	人口	682	554	346	-336	
				(うち65歳以上)	283	235	172	-111	
路線バス	11	秋月線	秋月	人口	775	745	642	-133	
				(うち65歳以上)	357	328	295	-62	
	12	甘木幹線 市街地循環線 田主丸線	甘木	人口	9,714	9,627	9,227	-487	
				(うち65歳以上)	2,740	2,817	2,871	131	
立石			人口	10,373	10,564	11,324	951		
			(うち65歳以上)	2,294	2,452	2,743	449		
朝倉市			人口	54,435	53,126	49,754	-4,681		
			(うち65歳以上)	17,636	17,936	17,977	341		

(2) 協議事項 ④あいのり高木号の車両更新について

令和6年6月26日
令和7年6月26日変更

(名称)朝倉市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝倉市では、平成20年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系の構築を目的に、「朝倉市地域公共交通連携計画」を策定し、交通空白地区の解消や路線バスの廃止に伴う代替施策などを講じ、市民の生活交通を確保してきた。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及、免許保有率の増加により、公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による路線の存続が厳しい状況にある。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な移動手段を維持していくためには、「朝倉市地域公共交通網形成計画」の方針である、「持続可能な公共交通体系の実現」が不可欠であり、その具現化を目指して、地域公共交通確保維持事業に取り組む。

本市の公共交通の体系として、次の2つに大別できる。

- (1) 福岡都市圏や久留米中核都市圏への通勤・通学（大学生等）等の用に供される鉄道（甘木鉄道・西鉄甘木線）や幹線バス、高速バス等の広域的な生活交通。
- (2) 市域内での通学（高校生等）や通院、買い物、金融機関手続きなどの目的で利用する生活交通（市内広範に展開している路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、スクールバスなど様々な公共交通）。

(1)に結節(接続)するための(2)の交通(ローカル線)のあり方及び市街地における移動手段の確保(市街地機能の充実)など、様々な課題がある中で、これらの生活交通を維持していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

地域公共交通総合連携計画で構築した公共交通体系を、将来にわたって維持・発展させていくためには、市域内の生活交通であるコミュニティバス(あいのりタクシー含む)の利用促進が不可欠であり、別表1記載の利用者数を目標とする取り組みを推進する。

- ①あいのりタクシー矢野竹線(廃止代替事業＋交通空白地区解消事業)
- ②あいのりタクシー美奈宜の杜線(廃止代替事業＋交通空白地区解消事業)
- ③あいのりタクシー馬田線(交通空白地区解消事業)
- ④あいのりタクシー福城線(交通空白地区解消事業)
- ⑤あいのりタクシー長湊線(廃止代替事業＋交通空白地区解消事業)
- ⑥あいのりタクシー上秋月・安川線(廃止代替事業＋交通空白地区解消事業)
- ⑦～⑭朝倉地域コミュニティバス事業(福祉バス代替＋交通空白地区解消事業)
- ⑮あいのり高木号(交通空白地区解消事業)

【路線毎の年度別目標利用者数】			別表1		
	①矢野竹	②美奈宜	③馬田	④福城	⑤長湊
令和5年度実績	1,287	4,645	664	1,057	1,910
令和7年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000
令和8年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000
令和9年度目標	1,300	5,500	650	1,350	2,000
	⑥上安	⑦～⑭ 朝コミ	⑮高木号		
令和5年度実績	1,686	6,253	0		
令和7年度目標	1,800	6,100	240		
令和8年度目標	1,800	6,100	240		
令和9年度目標	1,800	6,100	240		
(2) 事業の効果					
「幹線と支線」のネットワークを維持・改善することで、効率的、かつ合理的な公共交通体系が実現される。 また、各路線事業の維持・改善を図ることにより、市域全体での交通空白地区解消を図ることができ、交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。					
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体					
・広報紙及びホームページによる情報掲載（朝倉市） ・沿線地区住民にパンフレットの全戸配布（路線の変更がある場合等）（朝倉市） ・毎月の利用者数等実績を沿線コミュニティへ提供し情報共有を図る。（朝倉市） ・出前講座（あいのりタクシー利用方法等）の実施（朝倉市）					
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者					
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付					
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
朝倉市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。					
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法					
・月別利用者数一覧表（利用便・行先集計表）を整理し、乗降調査（OD 表）の作成を行うことにより、利用状況等を分析する。 ・モニタリング調査、アンケートを実施し、事業に対する意識調査をする。 ・利用促進及び運行内容の改善に関する三者協議（地域、運行事業者、市）の場を必要に応じ設ける。 ・運行サービス水準の統一基準に基づき、運行便数等の改善（便数、時間帯、運行日等）を行う。					
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要					
【地域間幹線系統のみ】					
該当なし					
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準					

ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
現在使用中の車両(10人乗り車両)は、使用期間10年を経過し、走行距離は20万kmを超えている。また、故障が頻発している状況である。安全な輸送を確保するためにも、8人乗り車両を1台購入する必要がある。利用状況を踏まえ、10人乗りから8人乗りへの小型化を予定している。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
あいのり高木号の年間延利用者数を200人以上とする。
(2) 事業の効果
・高木地域の高齢者等の移動手段が確保される。 ・故障による運休がなく、計画通りに運行することができる。 ・これまでの10人乗り車両では入れなかった狭い道にも乗り入れることができ、利便性の向上が期待できる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
車両の購入費用総額 4,200 千円のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を朝倉市が負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
【令和元年度】 ○令和元年6月27日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意 ○令和元年10月30日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 ○令和2年1月20日（第3回）事業評価・コミュニティバス委託業者について承認 【令和2年度】 ○令和2年7月27日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意 ○令和2年11月27日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 コミュニティバス委託業者について承認 ○令和3年1月22日（第3回）事業評価について承認 【令和3年度】 ○令和3年6月24日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意 ○令和3年11月29日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 ○令和4年1月18日（第3回）事業評価について承認 コミュニティバス委託業者について承認 【令和4年度】 ○令和4年6月30日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意 ○令和4年11月28日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 ○令和5年1月27日（第3回）事業評価について承認 【令和5年度】 ○令和5年6月26日（第1回）生活交通確保維持改善計画協議合意 ○令和5年9月29日（第2回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 ○令和5年12月21日（第3回）コミュニティバス事業の改善及び変更について協議 ○令和6年2月5日（第4回）事業評価について承認 【令和6年度】 ○令和6年6月26日（第1回）地域公共交通計画別紙（令和7年度地域公共交通確保維持改善事業）協議 【令和7年度】 ○令和7年6月26日（第1回）地域公共交通計画別紙（令和7年度地域公共交通確保維持改善事業）の変更（車両減価償却費補助）協議
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通活性化協議会の構成員として市民又は利用者代表7人の参画を得て、本計画に関する協議を行った。 ・あいのりタクシー等の運行に関する利用者アンケート調査を実施している。

(2) 協議事項 ⑤あいのりタクシー杷木エリアの本格運行について

あいのりタクシー杷木エリア 本格運行について

(1) 運行概要

- ・運行エリア 杷木地域（志波・久喜宮・杷木・松末）
- ・運行形態 事前予約型あいのりタクシー
- ・運行日・時間 月～金曜日 午前8時～午後5時
- ・利用料金 1人 片道300円 ※障害者手帳所持者は半額

(2) 利用実績（R6下半期）

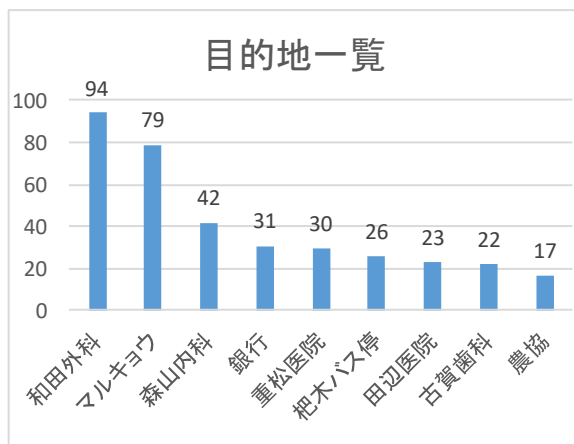
【単位：人】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事前登録者数	213	247	258	267	270	284
②延利用者数	144	168	174	138	152	210
（うち予備車両）	2	6	8	11	21	17
③実利用者数	27	31	37	35	29	41
④1日あたり利用者数	6.5	8.4	8.3	7.3	8.4	10.5
⑤実運行便数	127	146	161	124	144	174
（うち予備車両）	2	6	8	11	19	15
⑥相乗り率	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2

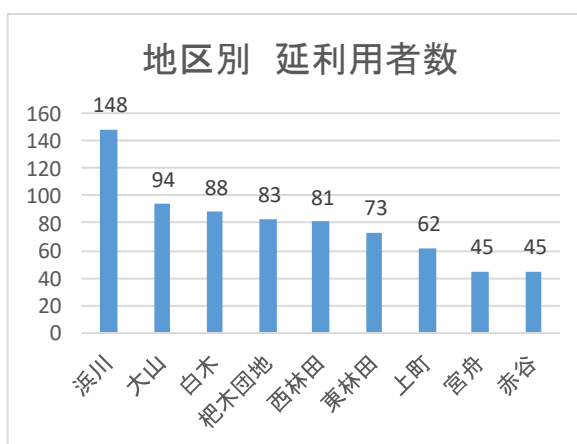
＜参考＞R5年度あいのりタクシー実績（4月～3月）

	杷木東部線	黒川線
延利用者数	217	198
実利用者数	21	17

【図1】目的地一覧
※上位のみ抜粋



【図2】地区別 延利用者数
※上位のみ抜粋



（３）利用者の声

- ・ 乗りたい時間、場所で利用することができる
 - ・ 家族に送迎を頼まなくてよくなった
 - ・ 外出の機会が増え、社会との繋がりを持つことができる
-
- ・ 運行日を増やしてほしい
 - ・ 土曜日も運行してほしい

（４）本格運行について

実証運行の内容（運行日・時間、エリア、料金）を継続する。

（５）スケジュール

- R7.5 地元協議（コミュニティ） 本格運行について提案
- R7.6 協議会の承認
- R7.7 入札
- R7.10 本格運行開始

（２）協議事項 ⑥朝倉地域の公共交通について

朝倉地域の公共交通について

- 1 朝倉地域コミュニティバスの利用状況について
- 2 朝倉地域の公共交通の見直しについて

1 朝倉地域コミュニティバスの利用状況について

朝倉地域コミュニティバス 利用状況

運行概要

運行日	週 6 日（月～土）
ダイヤ	定時便 4 便 予約便 1 便
特徴	- 平成 22 年度まで、町内全域を巡回する高齢者と障がい者限定の無料福祉バスとして運行。 - 平成 23 年度より、誰もが利用できる有料のコミュニティバスへ転換。 - デイサービスの送迎機能（運賃無料）

現状と分析

（１）利用者数

【現状】

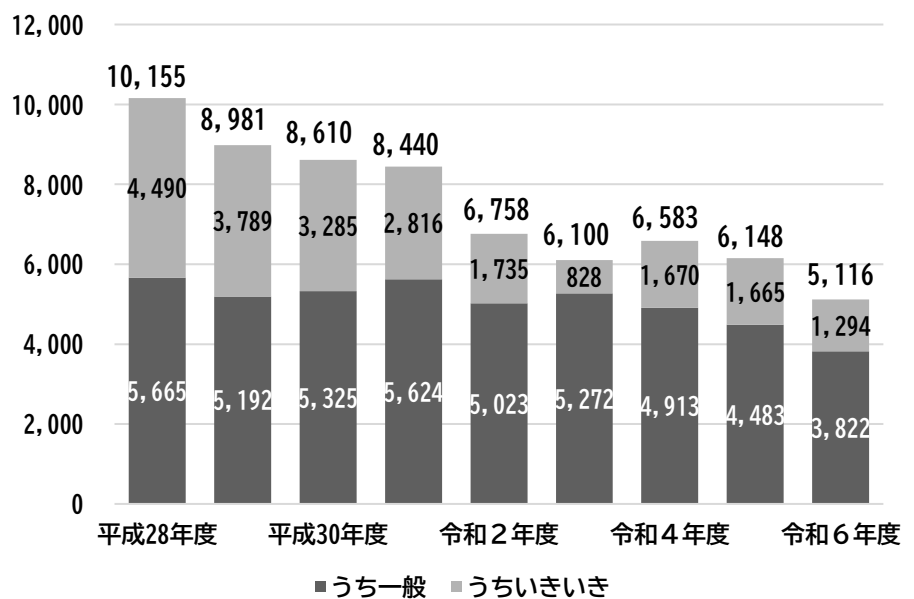
令和 6 年度利用者数は、5,116 人。

【分析】

一般利用者は、大きく利用者が減少し、4,000 人を切る水準となっている。

いきいき利用者は、コロナ禍以降はほぼ横ばいであったが、令和 6 年度に大きく落ち込んでいる。

利用者数



（２）利用者がいた便の割合

【現状】

利用者がいた定時便は約 51% であり、約 49% は空便である。
赤字部分については半数以上が空便であり、特に利用が少ない。

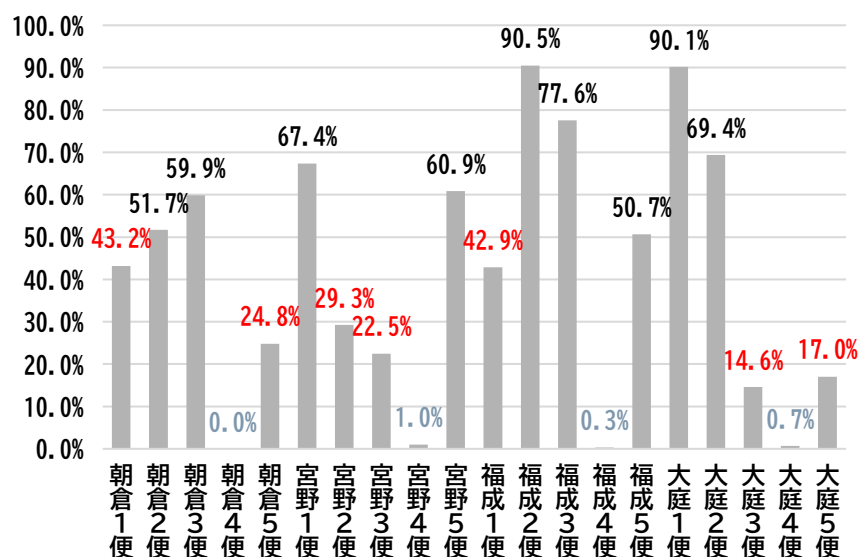
午前のみ（1、2 便）：約 61%

午後のみ（3、5 便）：約 41%

【分析】

午前の利用は多いものの、午後の利用は少ない。午前のうちに用件を済ませているものと推測できる。

令和 6 年度 利用者がいた便の割合



(3) 運行便数

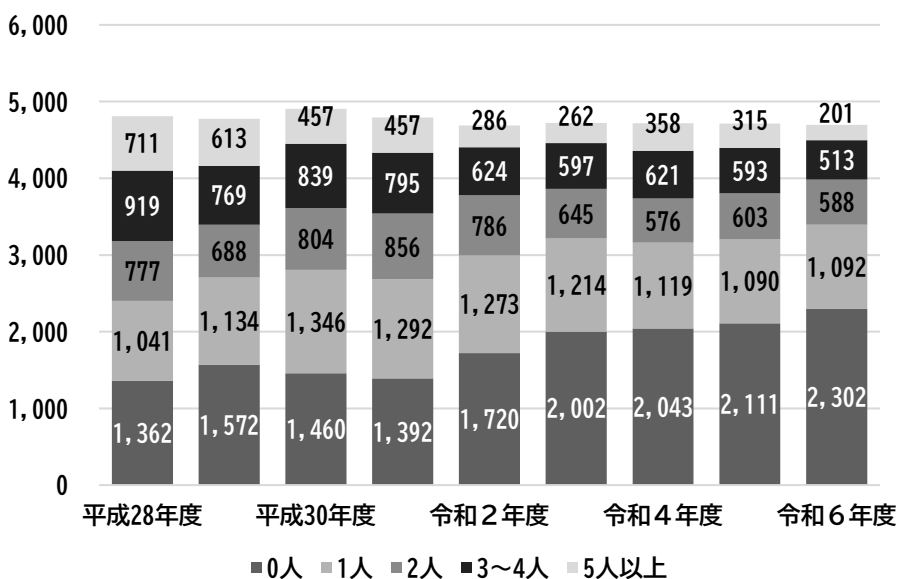
【現状】

令和6年度運行便数 4,696 便のうち、1人での利用が 23.2%、2人以上で利用している割合は 28%である。

【分析】

「0人」「1人」の割合が 72%と高い。経費面や利便性を考慮すると、効率が良いとは言い難い。

相乗り者数別運行便数



(4) 事業費

【現状】

令和6年度事業費は 16,680 千円であり、年々増加傾向にある。

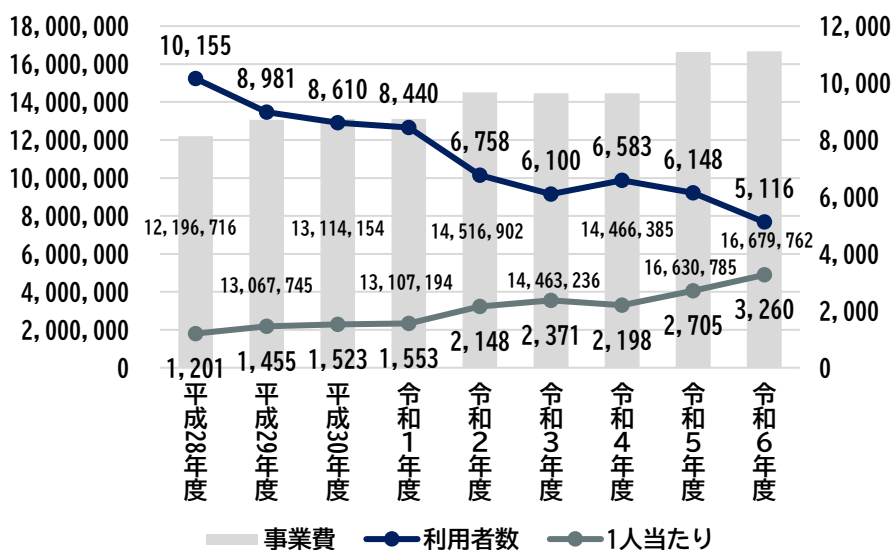
約 49%が空便で運行しているため、8,000 千円程度の経費がかかっていると推測できる。

1人当たりの輸送経費は、令和6年度 3,260 円である。平成28年度と比較すると、2倍以上となっている。

【分析】

事業費増加の主な要因は、人件費の上昇である。今後も上昇することが予想されるため、事業費の増加が懸念される。

事業費と1人当たりの輸送経費



2 朝倉地域の公共交通の見直しについて

現状	旧朝倉町内全域を巡回する高齢者と障がい者限定の無料福祉バスが運行。平成 22 年度に誰でも利用ができる有料のコミュニティバスへ転換（朝倉地域コミュニティバス）運賃：片道 200 円（65 歳以上の高齢者は半額）
見直しのきっかけ	朝倉地域コミュニティバスの運行開始初年度の平成 23 年度の利用者は 13,910 人であったが、年々利用者が減少し、令和 6 年度は 5,116 人となっている。利用者が少なく、約半数は空便（利用者がいない便）として運行している。また、事業費は年々増加し、平成 25 年度は約 8,500 千円であったが、令和 6 年度は約 16,000 千円となっている。運行開始当初と比較すると、利用者は約半数に減少、事業費は約 2 倍となっており、今後定時定路線で維持していくことが難しくなっている。
現状の課題	《朝倉地域コミュニティバス》 ・乗降場所を増やしてほしいとの要望があるが、運行時間の都合上実現できていない。 ・コースごとに利用者のばらつきがあり、需要が偏っている。（朝倉・宮野：1,926 人 福成・大庭：3,190 人） ・利用者が 0 人もしくは 1 人しかいない場合もコースを回るため、運行効率が悪い。降車バス停に直接向かうことができない。
見直しの考え方	地域に適した交通システムへの見直しを行い、路線バスやタクシーなど地域公共交通と一体となった持続可能な公共交通体系を構築し、市民の移動手段を確保する。
今後の方向性	朝倉地域全体を 1 つの運行エリアとし、朝倉地域内を予約に応じて運行する区域運行へ見直すことにより、地域内の移動の利便性を向上させる。また、幹線バスや高速バス等の広域的な生活交通へ結節し、地域外（甘木市街地など）への移動手段を確保する。 予算規模は、現在の朝倉地域コミュニティバスの予算範囲内とする。
懸案事項	・定時定路線が地域に根付いており、予約に対する抵抗感が強い。 ・地域内で需要が偏る可能性があるため、柔軟な運行システムを構築する必要がある。 ・サービス向上により、現在の運賃（片道 65 歳以上 100 円）からの上昇が見込まれることについて理解をいただく必要がある。 ・土日祝や早朝、夜間の運行については、需要や既存公共交通とのすみわけの観点から検討を行っていく。

内容比較	サービス水準	朝倉地域コミュニティバス	あいのり朝倉エリア（案）
運行範囲	↑	2 コース（バス停 65 か所）	朝倉地域全域
運行形態	↑	定時定路線運行	区域運行（予約制）
運行日	↓	週 6 日（月～土）	週 5 日（月～金）
運行時間	↑	8:00～17:00 1 日 5 便	8:00～17:00（ダイヤなし）
メリット		・決まった時間に乗降できる ・予約をしなくてよい ・65 歳以上は運賃 100 円 ・地域内のバスとして地域に根付いている	・直接目的地まで行くことができる ・バス停まで行く必要がない ・バス停がなかった場所にも行くことができる ・行きたいときに行くことができる
デメリット		・直接降車バス停に行くことができない ・自宅からバス停までが遠い ・目的地近くにバス停がない ・時刻表と合わない場合がある	・乗降時間が変動する可能性がある ・予約をする必要がある ・土曜日の運行がない ・運賃の負担が大きくなることが予想される

甘木市街地循環線(コミュニティバス) 事業計画書(案)

1 事業の目的

主要な医療施設や商業施設、公共施設等を網羅した路線を確保・充実することにより、市内外からの交通アクセス、利用者に対する利便性の向上を図り、市街地の機能性と利便性のある公共交通の再構築を目的とする。

2 運行主体・方法

- (1) 事業主体は朝倉市とし、運行については「事業者委託」とする。
- (2) 運行方法は道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業とする。

3 運行様態

- (1) コース・・・別紙①のとおり
- (2) 時刻表・・・別紙②のとおり
- (3) 運行日・・・全日運行 ※天候、災害等により運行を中止することがある。

4 運行車両

- (1) 平日・土曜ダイヤの【右回り】は、10人乗り(車いす対応)の専用車両で運行し、【左回り】は、美奈宜の杜線からの接続により運行するため、当該運行車両で運行する。
 - (2) 日曜・祝日ダイヤは【右回り】【左回り】とも、10人乗り(車いす対応)の専用車両で運行する。
- ◎定員を超える利用がある場合、予備車両を追加運行する。
(※事業者所有の車両はタクシー事業との併用を認める。)

5 実証運行について

令和8年1月5日から令和9年3月31日までを実証運行期間とし、利用者数等調査し、本格運行の可能性を調査する。

	【運行概要】甘木市街地循環線(コミュニティバス)
運行主体	朝倉市
運行方法	道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業
運行形態	定時定路線
運行日	全日運行 ※天候、災害等により運行を中止することがある。
運行回数	平日・土曜【右回り】9便(専用車両) 【左回り】4便(美奈宜の杜線の運行車両) 日曜・祝日【右回り】4便(専用車両) 【左回り】4便(専用車両)
運行車両	10人乗り(車いす対応)専用車両 ※平日・土曜【左回り】のみ美奈宜の杜線の運行車両
運賃	運賃協議分科会にて決定予定

甘木市街地循環線 右回り

平日運行

	甘鉄甘木駅	甘木中央	希声館前	甘木公園	昭和通り	朝倉健生病院	朝倉市役所	医師会病院口	医師会病院 朝倉	Aコープ甘木	一ツ木神社前	甘木イオン店	甘木インター	甘木インター口	中央 インター通り	甘木中央病院	西鉄甘木駅	甘鉄甘木駅	甘木中央
1	8:10	8:13	8:14	8:16	8:19	8:21	8:24	8:26	8:27	8:29	8:32	8:35	8:40	8:42	8:43	8:47	8:48	8:49	8:52
2	9:20	9:23	9:24	9:26	9:29	9:31	9:34	9:36	9:37	9:39	9:42	9:45	9:50	9:52	9:53	9:57	9:58	9:59	10:02
3	10:20	10:23	10:24	10:26	10:29	10:31	10:34	10:36	10:37	10:39	10:42	10:45	10:50	10:52	10:53	10:57	10:58	10:59	11:02
4	11:20	11:23	11:24	11:26	11:29	11:31	11:34	11:36	11:37	11:39	11:42	11:45	11:50	11:52	11:53	11:57	11:58	11:59	12:02
5	13:10	13:13	13:14	13:16	13:19	13:21	13:24	13:26	13:27	13:29	13:32	13:35	13:40	13:42	13:43	13:47	13:48	13:49	13:52
6	14:20	14:23	14:24	14:26	14:29	14:31	14:34	14:36	14:37	14:39	14:42	14:45	14:50	14:52	14:53	14:57	14:58	14:59	15:02
7	15:20	15:23	15:24	15:26	15:29	15:31	15:34	15:36	15:37	15:39	15:42	15:45	15:50	15:52	15:53	15:57	15:58	15:59	16:02
8	17:00	17:03	17:04	17:06	17:09	17:11	17:14	17:16	17:17	17:19	17:22	17:25	17:30	17:32	17:33	17:37	17:38	17:39	17:42
9	18:10	18:13	18:14	18:16	18:19	18:21	18:24	18:26	18:27	18:29	18:32	18:35	18:40	18:42	18:43	18:47	18:48	18:49	18:52

甘木市街地循環線 左回り

平日運行

	甘鉄甘木駅	西鉄甘木駅	甘木中央病院	中央 インター通り	甘木 インター口	甘木インター	甘木イオン店	一ツ木神社前	Aコープ甘木	医師会病院 朝倉	医師会病院口	朝倉市役所	朝倉健生病院	昭和通り	甘木公園	希声館前	甘木中央	甘鉄甘木駅
1	9:20	9:21	9:22	9:26	9:27	9:29	9:34	9:38	9:41	9:43	9:44	9:46	9:48	9:50	9:53	9:55	9:56	9:59
2	10:50	10:51	10:52	10:56	10:57	10:59	11:04	11:08	11:11	11:13	11:14	11:16	11:18	11:20	11:23	11:25	11:26	11:29
3	13:00	13:01	13:02	13:06	13:07	13:09	13:14	13:18	13:21	13:23	13:24	13:26	13:28	13:30	13:33	13:35	13:36	13:39
4	16:00	16:01	16:02	16:06	16:07	16:09	16:14	16:18	16:21	16:23	16:24	16:26	16:28	16:30	16:33	16:35	16:36	16:39

甘木市街地循環線 右回り

日・祝日運行

	甘鉄甘木駅	甘木中央	希声館前	甘木公園	昭和通り	朝倉健生病院	朝倉市役所	医師会病院口	医師会病院 朝倉	Aコープ甘木	一ツ木神社前	甘木イオン店	甘木インター	甘木インター口	インター中央通り	甘木中央病院	西鉄甘木駅	甘鉄甘木駅	甘木中央
1	9:20	9:23	9:24	9:26	9:29	9:31	9:34	9:36	9:37	9:39	9:42	9:45	9:50	9:52	9:53	9:57	9:58	9:59	10:02
2	11:20	11:23	11:24	11:26	11:29	11:31	11:34	11:36	11:37	11:39	11:42	11:45	11:50	11:52	11:53	11:57	11:58	11:59	12:02
3	14:45	14:48	14:49	14:51	14:54	14:56	14:59	15:01	15:02	15:04	15:07	15:10	15:15	15:17	15:18	15:22	15:23	15:24	15:27
4	17:00	17:03	17:04	17:06	17:09	17:11	17:14	17:16	17:17	17:19	17:22	17:25	17:30	17:32	17:33	17:37	17:38	17:39	17:42

甘木市街地循環線 左回り

日・祝日運行

	甘木中央	甘鉄甘木駅	西鉄甘木駅	甘木中央病院	インター中央通り	甘木インター口	甘木インター	甘木イオン店	一ツ木神社前	Aコープ甘木	医師会病院 朝倉	医師会病院口	朝倉市役所	朝倉健生病院	昭和通り	甘木公園	希声館前	甘木中央	甘鉄甘木駅
1	8:10	8:13	8:14	8:15	8:19	8:20	8:22	8:27	8:31	8:34	8:36	8:37	8:39	8:41	8:43	8:46	8:48	8:49	8:52
2	10:20	10:23	10:24	10:25	10:29	10:30	10:32	10:37	10:41	10:44	10:46	10:47	10:49	10:51	10:53	10:56	10:58	10:59	11:02
3	13:40	13:43	13:44	13:45	13:49	13:50	13:52	13:57	14:01	14:04	14:06	14:07	14:09	14:11	14:13	14:16	14:18	14:19	14:22
4	16:00	16:03	16:04	16:05	16:09	16:10	16:12	16:17	16:21	16:24	16:26	16:27	16:29	16:31	16:33	16:36	16:38	16:39	16:42

(2) 協議事項 ⑧あいのりタクシー美奈宜の杜線の変更について

あいのりタクシー美奈宜の杜線の変更について

(1) 変更理由

甘木市街地循環線の見直しに伴い、ダイヤ改正の必要が生じたため変更を行うもの。
あいのりタクシー美奈宜の杜線は、甘木市街地循環線の平日・土曜の左回りと接続して運行。今回の甘木市街地循環線の見直しにおいて、左回りの便数が5便/日から4便/日へ、また所要時間も34分から39分へ変更して運行。
そのため、あいのりタクシー美奈宜の杜線のダイヤ改正が必要になったもの。

(2) 変更内容

変更後の時刻表は下表のとおり
(コースについては、変更はありません。)

(3) 変更開始日

令和8年1月5日(月)

(4) その他

運行業務については、現在の委託契約期間が令和8年3月31日までとなっているため、変更契約を行い運行を継続します。

現行

甘木方面行き					美奈宜の杜方面行き							
便数	矢野竹～板屋 【美奈宜の杜地区】		甘木市街地 【甘木地区】 希声館前～甘木中央		循環線 【左回り】			便数	甘木市街地 【甘木地区】 希声館前～甘鉄		矢野竹～板屋 【美奈宜の杜地区】	
1便	6:55	7:10	7:05	7:20								
2便	7:45	8:00	7:55	8:10				1便	8:45	9:00	8:55	9:10
3便	9:15	9:30	9:25	9:40	1便	9:40	10:13	2便	10:15	10:30	10:25	10:40
4便	10:40	10:55	10:50	11:05	2便	11:05	11:38	3便	11:40	11:55	11:50	12:05
5便	12:05	12:20	12:15	12:30	3便	12:30	13:03	4便	13:05	13:20	13:15	13:30
								5便	14:10	14:25	14:20	14:35
6便	15:10	15:25	15:20	15:35	4便	15:35	16:08	6便	16:10	16:25	16:20	16:35
7便	16:45	17:00	16:55	17:10	5便	17:10	17:43	7便	17:45	18:00	17:55	18:10
8便	18:15	18:30	18:25	18:40								



変更後

便数	矢野竹～板屋 【美奈宜の杜地区】		甘木市街地 【甘木地区】 希声館前～甘木中央		循環線 【左回り】			便数	甘木市街地 【甘木地区】 希声館前～甘鉄		矢野竹～板屋 【美奈宜の杜地区】	
1便	6:55	7:10	7:05	7:20								
2便	7:45	8:00	7:55	8:10				1便	8:30	8:45	8:40	8:55
3便	8:55	9:10	9:05	9:20	1便	9:20	9:59	2便	10:00	10:15	10:10	10:25
4便	10:25	10:40	10:35	10:50	2便	10:50	11:29	3便	11:30	11:45	11:40	11:55
5便	12:00	12:15	12:10	12:25	3便	13:00	13:39	4便	13:40	13:55	13:50	14:05
								5便	14:50	15:05	15:00	15:15
6便	15:15	15:30	15:25	15:40	4便	16:00	16:39	6便	16:40	16:55	16:50	17:05
7便	17:05	17:20	17:15	17:30				7便	18:00	18:15	18:10	18:25
8便	18:25	18:40	18:35	18:50								

（２）協議事項 ⑨第２期朝倉市地域公共交通計画の策定について

第２期朝倉市地域公共交通計画の策定について

朝倉市では、平成２０年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系を構築することを目的に、朝倉市公共交通総合連携計画を（計画期間：平成２１年度から２５年度）策定し、計画に掲げた施策を年次的に実施してきました。

新たな交通システム（あいのりタクシー事業等）の導入により、交通空白地区の解消、路線バスの廃止代替対策など生活交通として確保が出来たところです。

平成２６年度には、持続可能な地域公共交通網の維持・発展を目的に、朝倉市地域公共交通網形成計画を（計画期間：平成２７年度から平成２９年度）策定し、公共交通施策を推進してきました。

しかしながら、九州北部豪雨災害により、公共交通を含めまちづくりの環境が激変したため、当該計画を４回にわたり一部改訂し、計画期間を令和７年度まで延長しています。

朝倉市地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条に定められた計画で、本市における持続可能な公共交通体系の確立を図るため、交通事業者や市民と連携しながら事業を推進するとともに、法定協議会で進行管理を行ってきました。

計画期間の最終年度である令和７年度において、現計画である朝倉市地域公共交通計画の総括を行い、今後の改善点や課題等を整理し、第２期朝倉市地域公共交通計画の策定に繋げていきます。

経過概要

平成２７年３月	地域公共交通網形成計画	（期間　H27年度～H29年度）
平成２９年７月	九州北部豪雨災害	
平成３０年３月	地域公共交通網形成計画の一部改訂	（期間変更　H27年度～H31年度）
令和　２年３月	地域公共交通網形成計画の一部改訂	（期間変更　H27年度～R４年度）
令和　５年３月	地域公共交通計画の一部改訂	（期間変更　H27年度～R７年度）
令和　６年６月	地域公共交通計画の一部改訂	（補助制度との連動）

朝倉市地域公共交通計画（計画期間：平成27年度～令和7年度）の概要

基本方針

- ①「持続可能な公共交通体系」の実現
- ②「まちづくり戦略と一体となった公共交通」づくり

目標（1）持続可能な公共交通体系の確立

項目	事業内容、具体的な目標
幹線バス路線の確保・維持	甘木幹線バスの路線、便数の確保
【数値目標】＜幹線バスの1日の運行便数＞	
地域バス路線の確保・維持	小石原線・宝珠山線、田主丸線、秋月線の運行見直し、効率的な運行
	甘木市街地循環線の交通体系の見直し
【数値目標】＜路線バスの年間利用者延べ人数等（単位：人）＞	
コミュニティバスの維持及び制度の確立	ニーズに適応した運行内容に改善
	予約制度の緩和策
	運行率が低い便の廃止、費用対効果が認められない路線の代替交通手段の導入
【数値目標】＜コミュニティバス（あいのりタクシー含む）年間利用者延人数等（単位：人）＞	
交通結節点での利便性向上	交通結節点（甘木バス停）での相互乗り入れ
	鉄道と路線バスとの接続を向上
【数値目標】●バス停、バス停周辺の利便性への満足度 ●駅（甘木鉄道、西鉄甘木駅）、駅周辺の利便性への満足度	

目標（2）誰もが利用しやすい、親しみが持てる公共交通の整備

項目	事業内容、具体的な目標
①主要バス停待合施設の整備	
バス停待合施設の整備	バス停待合施設の整備
【数値目標】●バス停、バス停周辺の利便性への満足度	
②身近に感じる公共交通に向けて	
多様な媒体を活用した広報活動	広報紙への掲載、掲載回数4回/年
	ホームページへの掲載、更新回数4回/年
	パンフレット更新・配布
新規利用者の獲得	乗継等割引運賃設定、企画切符の発行
車から公共交通機関の利用を促す取組み	MM（モビリティマネジメント）の取組
	利用促進イベントの実施
	パークアンドライドの推進及び利用可能な駐車場・駐輪場の充実
複数の公共交通機関の利用促進、利便性の向上	ICカードの導入検討
【数値目標】●路線バス等の運行本数、ダイヤへの満足度 ●バス停、バス停周辺の利便性への満足度 ●鉄道（甘木鉄道、西鉄甘木駅）の運行本数、ダイヤへの満足度 ●駅（甘木鉄道、西鉄甘木駅）、駅周辺の利便性への満足度	

目標の達成状況

○・・・おおむね達成できた ▲・・・一部達成できた ✕・・・達成できなかった

目標(1)持続可能な公共交通体系の確立

項目	事業内容、具体的な目標	事業の実施状況	目標の達成状況	達成度
幹線バス 路線の確保・維持	甘木幹線バスの路線、便数の確保	バス事業者との検討に留まる。	大幅な減便がなされ目標値は達成できませんでした。	✕
地域バス 路線の確保・維持	小石原線・宝珠山線、田主丸線、秋月線の運行見直し、効率的な運行	小石原線・宝珠山線廃止。 田主丸線、秋月線運行費補助。	小石原線・宝珠山線は廃線になりましたが、その他の路線は運行を確保しています。	✕
	甘木市街地循環線の交通体系の見直し	市街地循環線運行費補助。 運行内容の変更。	甘木市街地循環線の交通体系の見直し予定。(R8年1月から実証運行予定)	▲
コミュニティバスの維持及び制度の確立	ニーズに適應した運行内容に改善	黒川線、杷木東部線 ⇒杷木エリア。 あいのりスクールバス、黒川線	随時運行内容の改善を行い目標を達成しました。	○
	運行率が低い便の廃止、費用対効果が認められない路線の代替交通手段の導入	⇒あいのり高木号。 その他路線 ⇒随時見直し(バス停追加、コース変更、運行車両変更など)	路線の統廃合、代替交通手段の導入を行い、一部目標を達成しました。	▲
	予約制度の緩和策	前日予約が基本⇒1週間前～1時間前 予約制度の緩和。	予約制度の緩和を行い目標を達成しました。	○
交通結節点での利便性向上	交通結節点(甘木バス停)での相互乗り入れ	甘木バス停、甘木中央バス停相互乗り入れ。	甘木バス停、甘木中央バス停における路線バスやあいのりタクシーの相互乗り入れを行い目標を達成しました。	○
	鉄道と路線バスとの接続を向上	甘鉄甘木駅バス停位置変更。	バス停位置の変更を行いました が乗り継ぎ利便性の向上には至りませんでした。	▲

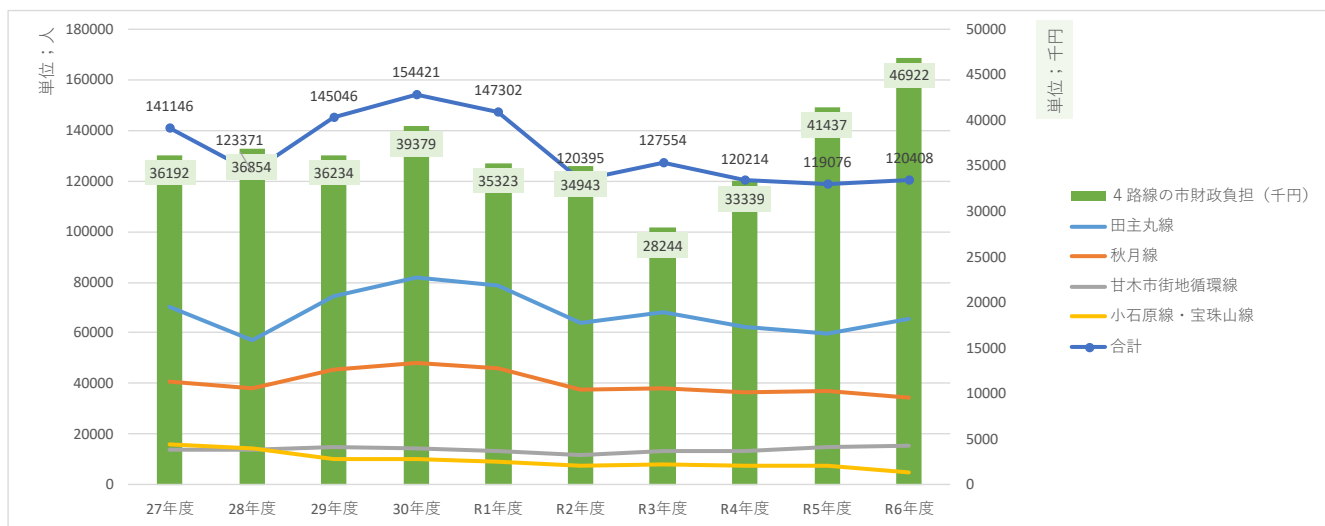
目標(2)誰もが利用しやすい、親しみが持てる公共交通の整備

項目	事業内容、具体的な目標	事業の実施状況	目標の達成状況	達成度
バス停待合施設の整備	バス停待合施設の整備	甘木バス停、甘木中央バス停待合環境整備。	一部バス停の改修など行いましたが、甘木中心市街地のバス停待合施設整備は甘木バス停のみに留まりました。	▲
多様な媒体を活用した広報活動	広報紙への掲載	毎年4回程度掲載。	毎年4回程度の広報紙への掲載を行い目標を達成しています。	○
	ホームページへの掲載		ホームページでの情報提供は行なっていますが、わかりやすいホームページの更新には至りませんでした。	×
	パンフレット更新・配布	随時更新・配布。	運行内容変更時に、パンフレット更新・配布を行い目標を達成しました。	○
新規利用者の獲得	乗継等割引運賃設定、企画切符の発行	福岡よかところきっぷキリンガーデンクーポン、甘木ぐるりんフリーきっぷ	割引運賃クーポンや企画切符の販売を行い目標を達成しました。	○
車から公共交通機関の利用を促す取り組み	MM(モビリティマネジメント)の取組	朝倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業公共交通機関の利用促進	朝倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通機関の利用促進に留まりました。	▲
	利用促進イベントの実施	JR九州ウオーキング、たなばた列車、コスモス列車、クリスマス列車、Kappo列車、婚活列車	様々なイベントを実施し目標を達成しました。	○
	パークアンドライドの推進及び利用可能な駐車場・駐輪場の充実	馬田公共駐車場整備。 朝倉インター駐車場整備。	2箇所の駐車場整備を行い目標を達成しました。	○
複数の公共交通機関の利用促進、利便性の向上	ICカードの導入検討	ICカードの導入の調査・研究	ICカードの導入の調査・研究に留まりました。	▲

<路線バスの年間利用者延べ人数等（単位：人）>

【単位：人】

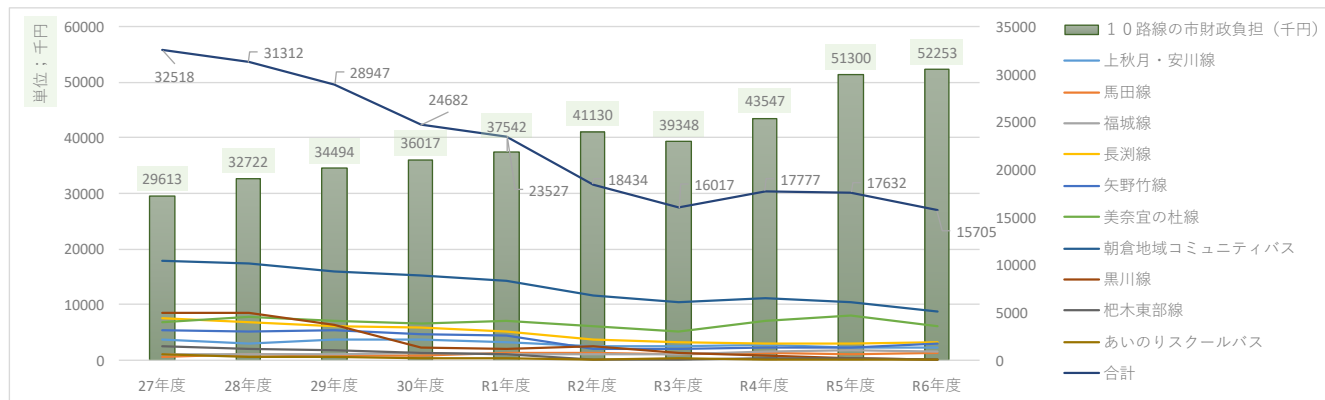
路線名・年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標値R7年度	R6年度と目標値との差
田 主 丸 線	70,219	57,107	74,505	81,722	78,812	63,882	68,079	62,589	59,776	65,667	74,800	▲ 9,133
秋 月 線	40,898	38,247	45,609	48,288	45,890	37,540	37,988	36,701	37,200	34,456	41,800	▲ 7,344
甘木市街地循環線	14,039	13,889	14,951	14,170	13,300	11,512	13,343	13,452	14,756	15,619	14,600	1,019
小石原線・宝珠山線	15,990	14,128	9,981	10,241	9,300	7,461	8,144	7,472	7,344	4,666	8,000	▲ 3,334
合 計	141,146	123,371	145,046	154,421	147,302	120,395	127,554	120,214	119,076	120,408	186,400	▲ 65,992
4路線の市財政負担 (千 円)	36,192	36,854	36,234	39,379	35,323	34,943	28,244	33,339	41,437	46,922	47,200	▲ 278



<コミュニティバス（あいのりタクシー含む）年間利用者延べ人数等（単位：人）>

【単位：人】

路線名・年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度目標値	R6年度と目標値との差
上 秋 月 ・ 安 川 線	2,256	1,790	2,153	2,164	1,950	1,475	1,446	1,641	1,412	1,363	1,510	▲ 147
馬 田 線	402	596	536	537	720	729	645	730	671	801	960	▲ 159
福 城 線	640	649	632	757	674	709	649	872	1,057	975	1,080	▲ 105
長 洲 線	4,492	4,021	3,642	3,409	2,992	2,204	1,953	1,806	1,822	1,897	2,370	▲ 473
矢 野 竹 線	3,209	2,977	3,186	2,698	2,575	1,271	1,184	1,329	1,305	1,710	1,580	130
美 奈 宜 の 杜 線	3,955	4,527	4,091	3,937	4,190	3,581	3,005	4,079	4,697	3,584	3,780	▲ 196
朝倉地域コミュニティバス	10,484	10,155	9,397	8,854	8,399	6,758	6,100	6,583	6,148	5,116	6,710	▲ 1,594
黒 川 線	4,939	4,987	3,758	1,330	1,149	1,520	807	451	198	97	1,200	▲ 1,103
杷 木 東 部 線	1,510	1,233	1,124	803	640	36	60	181	217	121	300	▲ 179
あいのりスクールバス	631	377	428	193	238	151	168	105	105	41	240	▲ 199
杷 木 エ リ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	986	—	—
あいのり高木号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172	—	—
合 計	32,518	31,312	28,947	24,682	23,527	18,434	16,017	17,777	17,632	15,705	19,730	▲ 4,025
10路線の市財政負担(千円)	29,613	32,722	34,494	36,017	37,542	41,130	39,348	43,547	51,300	52,253	60,000	▲ 7,747



数値目標の状況

(1) 持続可能な公共交通体系の確立

幹線バス路線の確保・維持

＜幹線バスの1日の運行便数＞

指標		平成28年度		令和元年度		令和4年度	
1日あたりの 運行便数 (往復)		杷木	甘木	杷木	甘木	杷木	甘木
	平日	34.5便	74.0便	27.5便	79.0便	26.0便	62.0便
	土曜日	27.0便	60.5便	23.0便	61.0便	19.0便	41.0便
	日祝日	23.0便	56.5便	19.0便	49.0便	19.0便	41.0便

目標値 現状便数の維持

指標		令和7年度		H28とR7との差	
1日あたりの 運行便数 (往復)		杷木	甘木	杷木	甘木
	平日	24.0便	56.0便	▲10.5便	▲18.0便
	土曜日	15.5便	31.0便	▲11.5便	▲29.5便
	日祝日	15.5便	31.0便	▲7.5便	▲25.5便

交通結節点での利便性向上

(主要交通結節点での相互乗り入れ・路線バスなどとの接続向上(甘木鉄道甘木駅))

指標

バス停、バス停周辺の利便性への満足度

駅(甘木鉄道、西鉄甘木駅)、駅周辺の利便性への満足度

(2) 誰もが利用しやすい、親しみが持てる公共交通の整備

主要バス停待合施設の整備

指標

バス停、バス停周辺の利便性への満足度

身近に感じる公共交通に向けて

指標	平成28年度	令和元年度	令和3年度
路線バス等の運行本数、ダイヤへの満足度	69%	51%	51%
バス停、バス停周辺の利便性への満足度	64%	52%	58%
鉄道(甘木鉄道、西鉄甘木駅)の運行本数、ダイヤへの満足度	77%	71%	62%
駅(甘木鉄道、西鉄甘木駅)、駅周辺の利便性への満足度	66%	63%	54%

指標	令和7年度目標値	R7.2実施
路線バス等の運行本数、ダイヤへの満足度	50.0%以上	42%
バス停、バス停周辺の利便性への満足度	64.0%以上	36%
鉄道(甘木鉄道、西鉄甘木駅)の運行本数、ダイヤへの満足度	67.0%以上	59%
駅(甘木鉄道、西鉄甘木駅)、駅周辺の利便性への満足度	64.0%以上	36%

課題と改善点

1 各種公共交通機関からみた考察

① 路線バス

バス事業者とともに検討は行っているものの、バス運転手の不足などの要因により小石原線・宝珠山線は廃線となり、甘木幹線においては大幅な減便がなされています。また、地域路線である田主丸線、秋月線においては、赤字路線への補助により運行の確保に努めていますが、財政負担は年々増加傾向にあります。今後は、路線・便数の確保に向けバス事業者と連携し、効率的な運行及び既存路線との共存を実現するため地域公共交通の再構築を図る必要があります。

② コミュニティバス（あいのりタクシー）

高木地区においては、あいのりスクールバス、黒川線の運行から地元主導による自家用有償旅客運送でのデマンド交通へ見直しました。杷木地域では、杷木東部線、黒川線を統合し地域内を一つのエリアとして運行する区域運行へ見直しました。その他の路線については、随時地元協議を行い、ニーズに適応した運行内容の改善に取り組みました。今後も地域の特性に適した運行内容の改善に取り組み、AIオンデマンド交通の導入検討など利便性の向上及び運行の効率化を図る必要があります。

③ タクシー

タクシー事業者においては、コミュニティバス（あいのりタクシー）の運行業務を担っており、地域の大事な移動手段の一つです。今後は、運転手不足が懸念されており、ライドシェアの導入などあらゆる手段により持続可能な公共交通体系を再構築するため、タクシー事業者との連携を深め、共存を図る必要があります。

④ 鉄道

交通結節点としての役割を果たすため、今後予定される駅前整備において、まちづくりとの連携を図り、乗り継ぎ利便性の向上を考慮した施設整備に取り組む必要があります。また、鉄道として持続可能にするための様々な施策を鉄道事業者とともに検討し取組を推進する必要があります。

2 各施策、取組からみた考察

① 交通結節点での利便性向上、待合施設の整備

一部のバス停待合環境の整備やバス停の位置変更を行い利便性の向上に取り組んできましたが、充分ではありません。今後は、まちづくりとの連携を図りながら、乗り継ぎ利便性の向上を考慮した施設整備に取り組む必要があります。

② 広報活動

市報による公共交通ニュースのシリーズ化や出前講座開催等により公共交通利用促進PRを図ってきましたが、市ホームページでは運行内容等を掲載するに留まりました。今後は、わかりやすい掲載内容に更新する工夫が必要であり、他の手段による周知方法の検討も必要です。

③ パークアンドライド

馬田公共駐車場整備、朝倉インター駐車場整備などパークアンドライドの推進を図ってきましたが、車から公共交通への転換をさらに推進していくため、駐車場・駐輪場の充実を検討する必要があります。

④ 車依存転換

朝倉市では、自家用車の利用割合が高く、将来的に高齢化率の増加が見込まれているため、自動車の運転が難しくなる人の増加が懸念されています。今後は、公共交通による移動手段の確保が望まれており、公共交通を利用したくなる環境づくりが必要です。

⑤ DX化による利便性の向上

ICカードの導入を含めアプリによるあいのりタクシーの受付や配車等のシステムの調査・研究を行ってきましたが、導入には至っていません。現在、多種多様なシステムが開発され、キャッシュレス化においても様々な形態が提供されています。今後は、利用者の利便性向上や交通事業者の生産性向上に寄与し、地域公共交通体系を再構築していく中で最適なシステムの導入やキャッシュレス化によるDX化を図る必要があります。

第2期朝倉市地域公共交通計画の策定に向けて

これまで、路線バス廃止に伴う代替手段及び交通空白地区の解消を目的にデマンド型交通を導入し、移動手段を確保してきました。

しかしながら、運行本数が少ない、バス停まで歩けない、目的地まで行けない、利用のしづらさから、利用者数は減少傾向にあります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の活性化のためにも地域住民の移動手段である公共交通を維持することは欠かせません。

公共交通を維持していくためには、市民の利用が不可欠であり、市民と交通事業者そして行政が強く連携し、市民の公共交通利用に対する意識づくりや利用しやすい環境づくりが必要です。

将来的に持続可能な公共交通、地域に適した交通システムへ改善するため、幹線バスや高速バス等広域的な生活交通へ結節することともに、地域内の移動の利便性を向上させる必要があります。

また、交通弱者に対する日常生活において必要不可欠な施設（公共施設、医療施設、商業施設等）への移動手段を確保・維持することも必要です。

今後、路線バスやタクシーなど地域公共交通と一体となるまちづくりとの連携を図りながら、DX化による効率化を進め持続可能な公共交通体系の再構築を目指していきます。

第2期朝倉市地域公共交通計画の骨子(案)

計画目次		作成方針	
1 計画概要			
計画の背景と目的		計画の背景及び目的の記載	
対象区域と期間		計画の対象区域として市域全域を指定	
		計画期間はR8年度からR12年度の5年間	
計画の位置づけ		将来に向けた市の公共交通施策と本計画の位置づけを整理	
立地適正化計画との連携		朝倉市立地適正化計画との連携イメージを記載	
各種計画から地域公共交通に求められている役割		朝倉市の各種計画に求められている公共交通の役割を整理	
2 現状と課題			
前計画からの課題		前計画の総括からの課題を抽出し整理する	
		前計画の総括の詳細は資料編へ掲載する	
		朝倉市の公共交通の現況を記載	
アンケート調査からの課題		アンケート調査からの課題を整理する	
		アンケート調査結果の詳細は資料編へ掲載する	
3 基本的な方針			
目標像		朝倉市における地域公共交通のあるべき姿を目標像として定める	
役割		地域公共交通が果たすべき役割、基本方針を定める	
施策		役割を果たすための具体的な施策、事業等を記載する	
評価指標		施策、事業等における成果が見える化するための数値目標を定める	
4 計画の進め方			
		PDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら計画を推進していきます	
資料編			
	前計画の総括		
	アンケート調査から見える課題		
	評価指標の設定根拠		
	朝倉市地域公共交通活性化協議会の概要		